【商品概要説明書】　　平成 29 年４月１日現在

<table>
<tr><th>商品名</th><th>〇マルチローン「ニュー恵比寿」</th></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>〇次の要件全てに該当する方
①２０歳以上の能力者であること。
②安定し、且つ継続した収入があること。
③７０歳までに完済できること。
④団体信用保険加入は不可とする。</td></tr>
<tr><td>お使いみち</td><td>〇債務の取りまとめ資金とする。</td></tr>
<tr><td>ご融資金額</td><td>〇１００～５００万円以内（１万円単位）とし、本人を含む家族の年収の範囲内とする。</td></tr>
<tr><td>ご融資期間</td><td>〇１０年以内</td></tr>
<tr><td>ご融資利率</td><td>〇金利は、固定金利とする。
〇適用金利は別途金利適用表に基づき決定する。</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td>〇元利金等返済</td></tr>
<tr><td>連帯保証人</td><td>〇２名以上とし、１名は親族でも可とする。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>〇不要</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>〇団体信用保険の加入はできません
〇詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。
〇お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置・
紛争解決措置</td><td>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9 時～17 時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。

＊　お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

<table>
<tr><th></th><th>全国しんきん相談所
（一般社団法人全国信用金庫協会）</th></tr>
<tr><td>住　所</td><td>〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>03-3517-5825</td></tr>
<tr><td>受付日
時　間</td><td>月～金(祝日､12 月 31 日～1 月 3 日を除く)
9:00～17:00</td></tr>
<tr><td>受付媒体</td><td>電話､手紙、面談</td></tr>
</table>

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</td></tr>
</table>

商品名	○マルチローン「ニュー恵比寿」

	東京三弁護士会		
名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時　間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/）をご覧ください。

（１）現地調停
　東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
　例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。
（２）移管調停
　当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
　例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫